

機 関 評 価 結 果 及 び 対 処 方 針

国立医薬品食品衛生研究所 所長 川 西 徹

平成 28 年 5 月 10 日付けにより、国立医薬品食品衛生研究所研究開発機関評価委員会委員長から提出された「平成 27 年度国立医薬品食品衛生研究所研究開発機関評価報告書」(別添)において、当研究所の運営に関して指摘された諸事項に関して、下記の方針により対処するものとする。

記

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
全 体 と し て の 評 価	<p>ア 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <p>◇ 研究、試験、調査において、各研究部等がそれぞれ独立、あるいは協力し業務にあたっており、その研究レベルも高く、行政施策に直結した研究成果から先端的研究まで活発な活動を行い、多くの優れた研究成果をあげていることは評価される。</p> <p>◆ 求められる科学技術はより先進的、より広範になってきているにもかかわらず、国立衛研の資源不足については深刻度を増している。特に、人員については、評価期間中の 3 年間で 8 名の定員が減少し、平成 27 年度も 2 名減であることを考えると、何らかの改善方策を至急講じる必要がある。そのためには、先進諸国の同種機関との比較や国民にわかりやすい情報発信を通じて、国民の理解を求める必要がある。いずれにせよ、資源が限られているという現実があり、達成可能な範囲を十分に考察、整理したうえで成果を評価するとともに、随時計画の修正等も行うべきと考える。</p>	<p>● 政府の財政、および公務員定数削減は引き続き厳しい状況下にあるが、健康・医療戦略、食とくらしの安全、および健康危機管理関係の業務に従事する人員については、国の施策にあわせて戦略的に増員をお願いし、定員削減を最低限に抑えているところである。同時に医薬品や食品等の品質・安全性、有効性の確保だけでなく、医療イノベーションへの寄与に関する国立衛研の役割と、関連する研究成果の広報を図ってきたが、なお一層の努力を払いたい。</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
<p>全 体 と し て の 評 価</p>	<p>◆ 人材養成は、医薬品・医療機器・再生医療等製品及び生活衛生・食品安全に関するレギュラトリーサイエンスの中核研究機関である国立衛研として重要な柱の一つであり、所内外の人材をどのように養成していくのか、国立衛研全体として方針をとりまとめ、各研究部等がまとまって行動できるように配慮する必要がある。さらに、厚労省の理解のもと、関連した機関である独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下、「PMDA」という。)との連携、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下、「AMED」という。)との連携、内閣府食品安全委員会との連携、関連アカデミアとの連携等を盛んにして日本全体でのレギュラトリーサイエンスの発展を求めて人材養成を達成することも肝要である。</p> <p>イ 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <p>◇ 現在行われている研究分野・課題の選定は、全体として概ね適切である。なかでも行政的研究は緊急性の高低に関わらず設定課題として当然優先されるべきであり、この観点は問題なく全ての部署で貫かれている。</p> <p>◆ 一方でこれらの分野における中核研究機関として引き続き研究の最先端のフォローアップには尽力してほしい。</p> <p>◇ 科学技術の進展や社会・経済の変化に対応し、必要な研究分野や課題を絶えず見直していくことが必要である。そのためには、国立衛研全体で議論し、全体として課題の共有、協力体制の構築を図るとともに、新しい研究分野等への対応に必要な体制の構築、従前に比して重要性の減少した研究分野等の縮小、基礎支援部門の有効活用等、限られた資源の効果的・効率的な活用を図る必要がある。その観点から、平成 27 年を含め過去 4 年の間に実施した所内関連部門の再編(遺伝子細胞医薬部を基盤とし、生物薬品部、医療機器部、機</p>	<p>● 医薬品・医療機器・再生医療等製品、生活衛生・食品安全等に関わるレギュラトリーサイエンスの重要性の認識は、アカデミアにも急速に広がっており、連携大学院等を通じて大学・大学院での人材育成に積極的に参画するとともに、研究生や研修生を多数受け入れている。また厚労省革新的医薬品・医療機器・再生医療製品実用化促進事業においても、官側の中核機関として積極的に参画、多数の研究者の受入を行っている。関連機関との協力では、試験研究実務の研修のために PMDA の審査官を協力研究員として受入れており、AMED と食品安全委員会へは、国立衛研の研究者が出向し、レギュラトリーサイエンス研究や人材育成等の企画立案に参画している。いずれにしても人材育成は重要であり、その方針・戦略については研究所内でも検討したい。</p> <p>● 医薬品・医療機器・再生医療等製品分野にとどまらず、食品安全や生活衛生分野についても最新動向の調査・研究は奨励しており、所外においても関連学会の役員等となり学会活動の中心となっている所員は数多い。</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
<p>全 体 と し て の 評 価</p>	<p>能生化学部の一部をあわせ、再生・細胞医療製品部及び遺伝子医薬部を立ち上げ再生医療等製品への対応能力を強化したこと(さらに基盤支援部門の機能生化学部と代謝生化学部を生化学部に集約)及び総合評価研究室(省令室)を基盤に薬理部、安全情報部の一部を分離統合した上に、QSAR 等インシリコ安全性評価法研究室を新設し加え、所内イの化学物質等の安全性ドライ評価研究をとりまとめる安全性予測評価部を立ち上げたこと)は、時宜に適った対応と評価する。</p> <p>◆ 定員増が押さえられているという現実を考えると、医薬品・医療機器・再生医療等製品分野のレギュラトリーサイエンスでは、PMDA との役割分担や協力体制も考えつつ、国立衛研としての一層の発展を目指していただきたい。</p> <p>ウ 研究資金等の研究資源の配分</p> <p>◆ 国立衛研の総予算の中で研究に充てられる予算が年々減少していることは残念である。特に基準作成等行政に直結した試験研究業務は競争的研究費でサポートすることはなまじその点では試験研究費は十分とはいえない。</p> <p>◇ 一方で厚生労働科学研究費補助金、文部科学省科学研究補助金等、さらに平成 27 年度からは AMED 研究費等の外部競争的研究資金の獲得がなされており、部門によって事情は異なるものの、総額としては、研究資金は概ね充足しているものと推察される。</p>	<p>● 医薬品・医療機器・再生医療等製品については、PMDA が審査実務や信頼性調査実務を行うのに対し、国立衛研は承認・審査等に関わる品質・安全性を中心とした評価方法の開発・標準化の取りまとめを担当しており、また、実用化を図っている先端的医療製品については、厚労省を中心に、PMDA と国立衛研が共同して評価ガイドライン等の作成及びとりまとめを行うという役割分担を行っており、この分担は今後も継続する。</p> <p>● 国立衛研の庁費(インハウス予算)が抑えられるとともに、特にその中で試験研究費が減少していることについては危機感をもっている。十分な試験研究費の確保を図るべく、厚労省直轄の試験研究機関の役割及びその必要性について関係者の理解を得ながら、広く社会に向けた広報を強化したいと考えている。</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
全 体 と し て の 評 価	<p>◆ しかし外部競争的研究資金により実施される行政に直結した試験研究は多く、実質的には競争的研究資金で研究所の基礎的研究費の不足を補っている状況のように見受けられる。本来、国として必要な研究や事業については、競争的資金によることなく、適切に予算措置されるべきである。</p> <p>◆ また、川崎移転に伴い新施設における光熱水費の増加が心配であるが、国民の健康を守るための国立試験研究機関の運営費が不十分であるということ自体問題と考える。</p> <p>◆ なお、研究費の適正な執行については、職員全体に対し、倫理規準等の徹底が求められており、定期的な研修等にも組み入れられている。引き続き緊張感をもって適正な執行を行うことを望む。</p> <p>エ 組織、施設整備、情報基盤、研究及び知的財産権取得の支援体制 ◇ 今日の行政需要と研究環境の変化に応じて、適宜組織の見直し(イ 研究分野・課題の選定 を参照)や人員配置の適正化などによって、組織体制については概ね適切に対応している。特に全ての研究単位が部となり、20研究部が協力して研究する体制を作ったのは高く評価できる。</p> <p>◆ 川崎への移転及び新施設建設については、現在の老朽化、狭隘化した施設設備を一新し、今後の研究需要に応えることができるという観点から大きな意義を有しており、粛々と実現していただきたい。</p> <p>◆ 情報基盤は最低限の整備はなされているようであるが、国民や研究者への情</p>	<p>● 近年、庁費(インハウス予算)の抑制により、日本薬局方等の公的基準作成のための試験研究費の大部分、医薬品等の品質・安全性評価ガイドライン作成のための試験研究費等を競争的研究資金から得ることが通例となっている。これら公的機関が担うべき業務の適切な予算措置については、粘り強く関係当局と相談していきたい。</p> <p>● 移転後の新施設の運営経費については現在、積算とその精査を進め、関係当局のご理解を頂きながら、平成 29 年度予算の要求を行っていきたい。</p> <p>● 職員に対しての研究所の運営規則等に関する教育セミナーは毎年度5月頃実施しており、特にコンプライアンス研修については関係者の全員参加を求めるとともに、全員から誓約書を得ている。引き続きこの緊張感を保っていきたい。</p> <p>● 現在新研究施設が建設中である。平成 29 年7月頃新施設引き渡し、平成 30 年1月末移転完了予定であり、当初の予定からほとんど遅れることなく計画は進行している。現在移転経費の予算要求を行っており、引き続き関係者のご理解を得ながら、移転を完了したいと考えている。</p> <p>● 所内ネットワークについては平成 27 年 6 月に生じたマルウェア汚染の経験を経</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
<p>全 体 と し て の 評 価</p>	<p>報発信や情報セキュリティという観点からは、支援体制の充実が必要と思われる。移転及び施設整備にあわせて、一層の前進が期待される。また知的財産権取得の支援体制としては、職務発明に関して、所内規程及び委員会は整備されているが、本研究所から知的財産を取得しやすくするよう支援体制の強化を図るべきである。併せて本研究所には、知の蓄積ともいえる医薬品や食品等の安全性に関するデータベースがあるが、次世代への適切な継承を是非お願いしたい。</p> <p>オ 疫学・生物統計学の専門家による支援体制</p> <p>◇ 疫学・生物統計学を専門とする組織はないものの、所内の研究者は研究に必要な基礎的統計学的知識を有しており、必要に応じて統計学の専門家の意見を求めるという体制をとっており、現状の試験研究業務に支障があるという状況ではないと判断する。</p> <p>◆ ただし、将来を考えると所内に疫学・生物統計学の専門家が職員として研究していることも必要であり、また生物統計、研究倫理、医療倫理に関わる人材の育成においても、一定の役割を果たすべきと考えられるので、厚労省及び文部科学省への働きかけを強く行って欲しい。</p> <p>カ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <p>◇ 国内における共同研究は活発に行われており、研究成果につながっている。産学官の連携も特に基盤的、先端的分野で積極的に取り組まれ、その研究成果はいくつかの分野で実用化に結びついている。</p>	<p>て、セキュリティ強化策を講じたところである。一方で研究所予算が全体的に抑えられている中、知財取得を含めた支援体制の強化は今後の課題となっている。医薬品や食品等の安全性評価に関連する多数のデータベースの継承についても現状は研究者個人の努力によって維持されていることは強く認識しており、川崎移転と併せて(あるいは移転後)、ICTを利用したオープンソース化等により、融合研究を始め利活用を広める方策を考えたい。</p> <p>● 厳しく定員削減が要求されている中、新たに疫学・生物統計学を専門とする部門を設立することは困難な状況にある。一方で医薬安全科学部等の臨床研究を実施する部門では疫学・生物統計学を必須とする研究を企画・実施するようになっており、担当部門の研究員の知識・経験は高まっている。</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
全 体 と し て の 評 価	<p>◆ しかし民間資金の導入は厚労省直轄の研究所であるという特性から、公益財団法人ヒューマンサイエンス振興財団を通した、限りある機会と金額的にも限定された範囲に留まっている。</p> <p>◆ 国立衛研はその多くが評価技術の開発等規制に直接関連する分野を所掌しているため、研究開発推進の立場とは明確に異なる。しかし、その立場を明確にしたうえで、新しい科学技術の成果をより早く、より効果的、効率的に国民の手元に届けるという視点も欠かすことができない。そのような意味で、特に産業界との共同研究や民間資金の導入には一定の限界があることは理解するものの、産学との意見交換や連携を深め、医薬品等のイノベーションに国立衛研が一層貢献することを期待する。</p> <p>◆ 平成 24 年度機関評価の際に課題として指摘された臨床部門との共同研究の実施については、一部の研究部(例:再生・細胞医療製品部、医薬安全科学部)では着実な研究成果を生んでおり、今後他の部門においても同様の研究の展開が図られるよう期待する。</p> <p>キ 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進</p> <p>◆ 国民の健康や安全に直結した社会的に極めて重要な試験研究活動を担っているにも関わらず、定員の制限により室員が室長一人の室も散見され、所内の研究者の確保が十分ではないことは明白である。これは国立衛研一機関の間</p>	<p>● 国立衛研は薬事や食品衛生等の規制に直結した試験研究を担当しているため、利益相反の観点から民間資金の導入の機会は極めて限定的である。平成 27 年度以降 AMED が設立されてから新たな官民共同スキームが動き始めたこともあり、今後は AMED を介した共同研究の実施も検討したい。</p> <p>● 国立衛研は従来規制ガイドライン作成や、規制に用いられる標準的試験法作成・標準化研究を行ってきた関係から、産業界との意見交換、あるいは(民間資金の導入はなくとも)共同研究は活発に行われてきた。また学界も交えた共同研究も各部署で活発に展開されている。医薬品・医療機器・再生医療等製品のイノベーションのためには、国はレギュラトリーサイエンスの振興に必要な施策を講じることが法律で規定されており、国立衛研は我が国のレギュラトリーサイエンス研究の中核機関として積極的に医療イノベーションに寄与することを所の方針として掲げている。その方針に沿って、所内関連部については、体制および試験研究の両面から強化を図っている。</p> <p>● 国立衛研の基本的な方針としては、共同研究、産学官連携、国際協力を大いに推奨しているが、医薬品・医療機器・再生医療等製品部門、食品安全部門、生活衛生部門と試験研究内容が多岐にわたり、その分野の特性により共同研究、産学官連携、国際協力等の実績に違いが生じているものと考え。臨床部門との共同研究については一部の部門では実績が上がっており、今後ビッグデータ利用の体制が整ってくると、さらに他の部門まで活用が広まるものと考え、積極的に取り入れたい。</p> <p>● 定員削減が厳しい現状では近々の解決は困難と考えている。一方で国立衛研の業務の必要性は、わかりやすい説明をすれば、一般の方々にも賛同いただけるものと考えている。状況を打開するためにも、国立感染症研究所等とも連携して、国</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
<p>全 体 と し て の 評 価</p>	<p>題ではないので、他の国立試験研究機関と連携して、研究者確保の重要性について国民にわかりやすく訴えることが必要であろう。</p> <p>◇ 厳しい現実の中で人材の活用及び確保には、所内での研究部間の異動や人事評価方法など多面に亘り工夫がみられる。このような人事の流動性は望ましいと評価されるので引き続き継続していただきたい。</p> <p>◆ ただし部長選考では行政対応能力を期待するために内部からの昇格が多いのは問題であり、常に外からの新しい人材を取り入れる努力が今後にとって重要である。また、PMDA、地方衛生研究所(以下、「地方衛研」という。)等との人材交流や協力、大学等の研究者の客員研究員や協力研究員としての受入を積極的に増やすこと、さらには業務の特殊性に起因する制度上の限界は理解するものの、レギュラトリーサイエンスを効果的に推進するには、民間との人材交流も必要と思われる。</p> <p>◆ 国立衛研は教育機関ではないが、研究者の養成については、地方衛研、大学、企業の若手研究者の研究指導等については引き続き注力する必要がある。PMDA、AMED、食品安全委員会等とも連携・協力しつつ、医薬品・医療機器・再生医療等製品あるいは生活衛生・食品安全のレギュラトリーサイエンス研究の我が国における中核研究機関として、この分野の人材育成を図ってほしい。</p> <p>ク 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組み(委員会への参画、評価活動、広報活動、その他)</p>	<p>民へのわかりやすい説明や広報に努めたいと考える。</p> <p>● 部長選考は特別なケース(部長の内部異動)を除いて公募で実施しているが、多くの大学の定年が65歳になるなか60歳定年であることが大きな要因となり、以前に比較して外部からの応募が少ない状況にあり、近年の実績として内部からの昇格がほとんどとなっている。また、民間の研究者の研究職職員への公募選考については適任者であれば採用している。一方で民間企業の研究者の客員研究員、協力研究員、あるいは研究生としての受入は利益相反の観点から、今後も制約を設けざるを得ない。様々な制約があるなかで、新しい人材の登用は常に心がけてきたが、今後も一層心がけていきたい。</p> <p>● 連携大学院等を通じて大学・大学院でのレギュラトリーサイエンス分野の人材育成に積極的に参画するとともに、研究生や研修生を多数受け入れている。関連機関との協力では、試験研究実務の研修のためにPMDAの審査官を協力研究員として受入っており、AMEDと食品安全委員会へは国立衛研の研究者が外向し、レギュラトリーサイエンスの研究や人材育成の企画立案に参画しているが、今後もこのような人材交流を発展させたい。</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
全 体 と し て の 評 価	<p>◇ 国や国際機関の審議会や各種委員会及び学術団体の活動に非常に多くの職員が参画しており、行政及び関連学術活動に多大な貢献をしている。また、専門性を生かした社会貢献として、大学等での講義や講演に積極的に取り組んでいる。さらに年に一回は国立衛研の一般公開やシンポジウムを実施するとともに、各部門の専門性に応じたフォーラム活動等、所員が一丸となった社会に向けた取り組みは高く評価される。</p> <p>◆ ホームページでの情報発信は各研究部等に任されており、国立衛研の広報としては十分とはいえない。国立衛研の活動と実績が大学など社会からより身近に理解されるよう、ホームページをはじめとする国立衛研全体としてのわかりやすい情報発信の強化と情報受入側の意見聴取が強く望まれるところであり、そのための資金援助も必要と思われる。</p> <p>ケ 倫理規程及び倫理審査会等の整備状況</p> <p>◇ 必要な倫理規程の整備及び倫理審査会等の実施体制が整備され、さらに研修会やセミナー等による教育も定期的に行われているものと考えているが、今後も常に更新していくことを期待する。</p> <p>コ その他(追記意見を含む)</p> <p>◆ 国立衛研の川崎移転にあわせて、国立衛研としての中長期ビジョンを作成し、国民に提示されることを期待したい。その際、20 研究部間の相互協力体制を一層強く大きくするようにしていただきたい。</p> <p>◇ 部長、室長、その他の研究者の中で女性の占める割合がそれぞれ約 30%と高く、努力する人材を性別にこだわらず登用している姿勢は評価できる。</p>	<p>● 研究所のホームページについては、内部の一層の努力によってアップデートに努め、わかりやすい情報発信と情報受入に努めたい。資金援助を得ることについては、厳しい財政状況の中では困難が予想されるものの、情報基盤の整備と結びつけつつ、資金獲得に努めたい。</p> <p>● 移転を見越して既に組織再編は実行しているが、移転先が健康・医療・福祉・環境に関わる国際戦略特区であるという特性を踏まえて、中長期ビジョンの作成を検討したい。</p>

	評価委員会の評価結果(指摘事項)	研究開発機関の対処方針
全 体 と し て の 評 価	<p>◆ 今後の問題として職員の年齢構成が高いという点があげられ、職員のキャリアパスや(再任用制度はあるものの)60歳定年の取り扱い等を再検討する時期が来ているものと思われる。</p> <p>◇ 前回の評価で指摘された諸点についてはその多くに対して改善あるいは対応が認められ、職員の反応や対応は良好である。</p> <p>◆なお、機関評価資料について、以下のような改善要望が出された</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文については、責任著者であるのか、共同研究者であるのかを分けて報告されたい。 ・数値目標を単に論文、学会発表等の数で設定するのは、適切ではなく、質への配慮も必要ではないか。 ・研究員の技術力・レベルの維持を目的とするような研究課題の設定は、医薬品や食品等の安全性に関わる試験研究を業務とする国立試験研究機関の役割を考えるとアカウンタビリティの点からも難しいのではないか。 ・研究については、厚労省関係のものとそれ以外の研究をなるべく分けて選定、評価すべきである。研究内容が多岐にわたる場合などはサポートする資金源についても別々に考えるのが合理的である。 	<p>● 研究所全体および職員個々の活性化を考慮しながら、国家公務員、特に関連研究機関の動向も見ながら、60歳定年の取扱を含めた体制を考えていきたい。</p> <p>● ご指摘の点については次回以降の機関評価資料作成にあたって、改善したい。</p>

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
<p>各研究部等の評価</p> <p>(1)薬品部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <p>◆ 日本薬局方をさらによくするために、大所高所からの検討の中心になっていただきたい。</p> <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <p>◆ 特に、高機能製剤に関する品質・安全性評価研究は重要なテーマであり積極的に進めてほしい。</p> <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <p>◆ 医薬品品質保証等の研究については、企業との連携を強化してほしい。ポストドクについては国立衛研ポストドク修了者にシニアレジデント等の名称を与えて付加価値を高める等の工夫を行い、希望者を増やしてほしい。</p> <p>(2)生物薬品部</p> <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <p>◆ 研究課題は多岐にわたっていることから、適切に課題設定を行い実施することが必要と思われる。抗体医薬の評価方法については、今後標準的方法となることを期待する。糖鎖評価法についてはその発展に期待する。またバイオ医薬品の薬局方収載について、その考え方について議論を推進してほしい。</p>	<p>● 継続的に、薬品部職員が薬局方の様々な委員会で、座長や中心的な委員として、広い視野に基づき、委員会を牽引していくように努力する。</p> <p>● 高機能製剤に関する品質・安全性評価研究は、薬品部第4室の所掌であるだけでなく、第1室、第2室においても重要な研究対象であり、引き続き様々な視点からの複数の研究費を得て研究を実施して行く予定である。</p> <p>● AMED の創薬基盤推進研究事業を中心として、幅広く企業と連携しながら研究を実施しており、このような研究体制が引き続きとれるように努力する。また、産学官のメンバーが同じ土俵で議論する医薬品品質フォーラムを開催し、企業関係者の考えや見方について、理解を深める努力を継続して行っている。シニアレジデント等の名称については、魅力的であるが、所全体の取り組みとして考える必要がある。</p> <p>● バイオ医薬品の品質安全性確保に求められる研究課題は多岐にわたるが、国立試験研究機関が先導して実施すべき研究を優先して、適切に課題を設定して実施していきたい。抗体医薬の評価方法は、標準的方法として使用されるよう、外部機関との連携等を通じて、適用事例を増やしていきたい。糖鎖評価法については、標準的手法が未整備のO-糖鎖試験法等について研究を進めており、さらに発展させていきたい。現在、日局生物薬品総則を作成しているところであり、関連する議論を通じて、バイオリジクスの局方収載の考え方に関する議論を主導していきたい。</p>	

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
各研究部等の評価	<p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 我が国のバイオ医薬品創製が欧米に大きく遅れをとっている現状を打開するために必要な施策の推進に支援、貢献されたい。 <p>(3)生薬部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 危険ドラッグ取り締まりへの貢献についてはもっとアピールしてよい重要な成果である。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後、生薬生産の将来について国の施策としての議論を推進してほしい。 <p>(4)再生・細胞医療製品部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ナショナルセンターやアカデミアとの共同研究等により人材交流を積極的に行い、不足しているこの分野の人材育成に大きく貢献しているが、引き続き、この重要な役割を続けてほしい。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ iPS 細胞等による再生・細胞医療の実用化に直結する品質・安全性研究を実施しており、国民の期待の大きい再生医療への貢献が期待できる課題設定が行われており、成果が期待される。関連分野はさらに広がるとともに深まりつつあるので、 	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民共同研究や海外機関との連携等により得られた成果を、規制環境整備に迅速に反映し、バイオ医薬品創製に必要な施策の推進に貢献していきたい。 ● 取締りと直接に関わるため、表立ってのアピールに限界はあるが、今後は専門性の高い学会、集会だけではなく、一般国民へのアピールも心掛けていきたい。 ● 日本薬局方原案審議委員会生薬等委員会を主導し、我が国の生薬、漢方製剤の標準化に取り組み、また、厚労省、農林水産省、医薬基盤・健康・栄養研究所、業界団体の取り組む国内生薬生産推進の活動においても主導的立場で関与しているところであるが、原料生薬の80%を中国からの輸入に依存する現状に鑑み、国内生産推進への取り組みにこれまで以上に寄与していきたい。 ● 今後も人材交流事業等を通じ、再生・細胞医療製品の品質・有効性・安全性確保のための人材育成に努めていきたい。 ● 研究拠点とのトランスレーショナル研究を今後も積極的に展開し、特に品質・有効性・安全性評価方法の開発に取り組むことで、再生医療の実用化推進に貢献したい。

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
各研究部等の評価	<p>引き続きこれら先駆的な課題に取り組むことを期待する。</p> <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <p>◆ 国内オールジャパン体制で研究の実施が図られており、適切と考えられる。国内企業も積極的な開発を行うようになっており、今後官民協力も必須となると思われる。企業との共同研究を活発におこなう事が可能となる仕組みも必要なのではないかと。</p> <p>(5) 遺伝子医薬部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <p>◆ プロテインノックダウンの研究などレベルの高い世界的にも優位性のある研究成果があり、応用開発にもってゆく方策を探してほしい。</p> <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <p>◆ プロテインノックダウン関連研究については、開発型研究機関でない研究所の特性上困難が予想されるものの、官民共同研究等によって臨床応用につなげてほしい。</p> <p>(6) 医療機器部</p> <p>② 研究分野・課題の選定(厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <p>◆ カバーする範囲が広いのに対し、部員の数及び対応にも限りがあり、優先順位をつけた取り組みが重要と思われるが、今後は優先順位を決定する手順をある程度明確化することを検討してはどうか。医療機器の安全性確保の研究は必要であるが、それとともに新医療機器の開発に結びつくような施策につながる研究も期待する。</p>	<p>● 関連業界団体とは品質・有効性・安全性評価方法の標準化の必要性などについて、既に議論を行っている。そうした議論を踏まえ、今後、アカデミアの開発拠点との共同研究だけでなく、企業との共同研究の機会・枠組みについて、厚生労働省並びに AMED などとも協議していきたい。</p> <p>● 官民共同研究等の枠組みの中で、企業等と共同して応用開発を目指したい。</p> <p>● 官民共同研究や AMED の補助金等を活用して、臨床応用につなげたい。</p> <p>● 研究課題は行政・業界ニーズ等を踏まえて選定しているが、今後、厚労省、PMDA、アカデミア及び業界団体との連携を更に強化すると共に、関係者間で協議の上、優先順位を決定するシステムを構築していきたい。新医療機器の開発支援としては、次世代医療機器・再生医療等製品評価指標作成事業をはじめとした各種事業を引き続き推進していく。また、国産医療機器の海外展開を支援するため、国際標準化への取組を加速すると共に、医療機器の試験的製造に関する業務を通じて、革新的医療機器のシーズ開発にも努める。</p>

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対処方針
各研究部等の評価	<p>(7)生活衛生化学部</p> <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方衛研や大学等との共同研究が活発に行われている。今後国際活動への参画も積極的に行ってほしい。 <p>(8)食品部② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 農薬、金属、放射性物質等の食品に混入する化学物質の分析という、生活に密着した一般社会の関心が高い研究課題を扱っており、分析法(通知法)の開発という面で国の施策への貢献は大きい。また食品中の放射性物質のモニタリング研究で重要な位置を占めている。一方で成果の発信の仕方に工夫を要するという困難さがあり、汎用性に優れた方法の開発はオリジナリティーが乏しく学术论文になりにくいこともあるが、頑張って欲しい。 ◆ 今後は新しい物質の分析法の開発にも取り組んでいただきたい。 <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食品部門では必須の地方衛研や検疫所との連携について配慮がなされており、外部との交流についても概ね適切であるが、大学との共同研究や国際協力を含めて、さらに共同研究を推進してほしい。農林水産省系の研究所、研究者との交流による研究推進も期待する。 	<p>● 所管対象に関わる標準試験法の開発など、引き続き産学官で連携して進める。WHO 国際空気質ガイドラインの改訂に参画していく等、国際協力も進めていきたい。</p> <p>● 業務量が多く、学術成果の発信に苦慮しているが、食品の安全性に関する国の施策へ貢献する研究に携わっている誇りを意識しつつ、他機関との共同研究を推進し、学術成果発信の促進に努めたい。</p> <p>● 新しい分析技術の開発という基礎的研究と行政的要請とのギャップに悩んでいるが、本研究所の理念でもあるレギュラトリーサイエンスの観点から、新しい安価で頑健な分析技術が実際の行政検査の試験法に替わることもあるため、基礎的研究を併行して行うことについては常に心がけたい。そのために、アカデミアや分析機器メーカーとは共同研究を行っているが、今後も継続して進めていきたい。</p> <p>● 地方衛研や検疫所では人事異動が多く、共同研究を行う研究者が育ちにくい状況になっている。また食品の安全性に関する研究に携わっている大学が減少し、大学との共同研究に苦慮している。地方衛研や大学の研究者の育成も含めて継続して共同研究を推進することに努める。また、農水系の研究所、研究者との交流による研究推進を図っていきたい。</p>

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
<p>各研究部等の評価</p> <p>(9)食品添加物部② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国の食品添加物や食品容器・包装の施策を受けて課題の選択を行っており、確実に研究を進めていることを高く評価する。一方で新規の添加物など研究対象の優先順位をどのように決めているのか、分析法開発の優先順位はどうなのかなど、各室における研究テーマ選定の優先の根拠がわかりにくいところもある。 <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方衛研等との共同研究は良好であるが、国外からの食品の輸入が拡大するなか、コーデックスや FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)の動きをみながら、国際協力も進めて欲しい。 <p>(10)食品衛生管理部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成24年度機関評価でも指摘した点であるが、食品微生物分野で衛生微生物部との所掌分担がどうなっているのか、わかりにくい。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後は食の安全を脅かす病原菌等のアウトブレイクやバイオテロのような不測 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規指定添加物の規格基準の作成については、国から要請されたものについて行っている。食品中の分析法開発は、食品添加物の使用基準遵守の確認や摂取量調査、あるいは未指定添加物の監視に的確に対応できるよう、新規指定添加物について優先的に行うとともに、検査機器の進歩等に基づき、適宜見直しを行う。 ● 地方衛研等との共同研究は引き続き継続する。また、国際会議や学会等において開発した試験法の提案や発表を行うとともに、国際協力の推進を図ってきたい。 ● 当部は、食品の HACCP(食品を製造する際の工程上の要因(多くは微生物あるいは有害物質)分析を行い、この要因を排除して安全を確保する方策を策定する管理手法)に関わる試験研究を担当している。一方、衛生微生物部は医薬品、医薬部外品、医療機器、食品、食品添加物、容器包装、化粧品、水、室内環境等に関する有害微生物の衛生検査法の開発・標準化等の試験研究を担当しており、明確な区別がされている。ただし実際に生じる問題の中で、特に食品を対象とする場合、有害微生物の種類によっては研究者の専門性も踏まえ、所掌の枠を超えて相互に協力して試験研究を実施することはある。 ● 食中毒事件対応は、原則として衛生微生物部の分担事項であるが、ボツリヌス 	

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対処方針
各研究部の評価	<p>の緊急事態への対応体制の準備を望む。</p> <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 食中毒を引き起こす微生物等の衛生管理方法の策定に指導的な役割を果たしているが、特に微生物試験法の国際標準化等、国際的な連携を進めることを期待する。 <p>(11)衛生微生物部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 試験研究で得られたデータをどのように発信し、どのように用いるかわかりにくい。 ◆ 微生物の試験法の開発については食品衛生管理部との所掌分担がどうなっているのかわかりにくい。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 医薬品から食品、添加物、化粧品、生活環境までを対象として、実生活で困る問題や社会的ニーズに基づいた研究課題を設定している。一方で微生物のもたらす衛生上の問題については非常に多くの研究対象があるが、課題選定を行った根拠が今ひとつ明確に示されていないと思われた。 	<p>等のバイオテロへ利用されうる病原菌、魚介毒、及び食品媒介ウイルス等については当部で対応している。緊急時対応の整備は重要な課題と認識しており、専門性を生かしつつ、今後も継続的に対応すると共に体制強化に努めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食品衛生管理に用いる微生物試験法に関する検討委員会を設け、国際標準化に対応してきた。今後も、ISO/SC34/TC9 の P メンバーとして、国際間連携を強化すると共に HACCP をはじめとする衛生管理の国際化対応に取り組むため、主管課や関連部と連携し、シンポジウムや講習会の企画等、社会的な対応も図ってきたい。 ● 得られた試験研究結果は行政通知などに反映され厚生労働省医薬・生活衛生局より各都道府県・保健所設置市・特別区の衛生主幹部局宛に発信されているが、今後新規試験法等の公開可能な成果について民間の試験検査機関や大学等の研究機関においても広く利用されるように、HP への掲載などを通じて情報提供手段を工夫したい。 ● 食品関連微生物に関する試験・研究では、食品衛生管理部との重複がないよう配慮しつつ、相互にメリットがあるような協力関係を維持したい。 ● 行政施策の必要性以外の課題選定根拠が明確になるよう、選定に至る背景を再確認するとともに競争的研究費獲得に結び付いた研究成果の蓄積を説明するなど研究遂行理由の透明化に努力したい。

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
各研究部等の評価	<p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 地方衛研との共同研究は適切に進められているようであるが、大学等アカデミアとの共同研究も進めてほしい。食品の微生物汚染は途上国でも大きな問題となっているので、国際協力も進めるべきと思われる。 <p>(12)有機化学部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 分子デザインによる新分子の創製については、実用化をゴールとして研究を行ってほしい。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 定量的構造活性相関(QSAR)による危険ドラッグの包括指定に係る研究は貢献が大きく、もっと広報した方がよい。 ◆ 局方データベースの作成と発信は重要であり、引き続き継続していただきたい。 ◆ 分子デザインによる有用な新分子の創製は評価できるが、部のミッションに照らした目的を明確にされたい。 <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 違法ドラッグにおける生薬部との連携と同じように、薬品部やPMDAとの連携強化を期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学等との共同研究については、文部科学省科学研究費、厚生労働科学研究費により異常型プリオンに関する研究を星薬科大学及び大阪大学と実施しており、厚生労働科学研究費による環境由来真菌アレルギーに関する研究において岩手大学、東京工業大学及び科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンターなどとの共同研究を進めている。これらの成果も積極的に情報提供するとともに、食品の微生物汚染に係る課題でアジアを念頭に国際協力を検討したい。 ● 実用化の可能性の高い研究テーマ(細胞膜高透過ペプチド等)の設定を行う。また、積極的に特許の出願を推進する。 ● HP 等で発信に努めたい。 ● 掲載内容の拡充、検索方法の強化(部分構造検索等)を図っていく。 ● 創製した分子を供給して、他の部(遺伝子医薬部、薬理部等)との共同研究を行う。また、ドラッグデザインの技術を生かして、違法ドラッグの評価法の確立を目的として、違法ドラッグと受容体とのドッキングスタディを行う等の研究テーマを設定する。 ● ドラッグデリバリーシステム関係の研究に関しては薬品部と共同研究を始めたところである。PMDA とも局方データベース、JAN データベースに関して連携してい

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対処方針
各研究部等の評価	<p>(13) 生化学部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ アレルゲンデータベースや関連遺伝子データなどのデータベースは有用であり、国立試験研究機関として予算、人員とも充実させることを期待する。 <p>◆ 第4室は生体の生化学的機能への影響評価法に関わる研究を展開しているにもかかわらず、部長併任の室長だけではバランスが悪く、早急に体制を整えるべきである。</p> <p>(14) 安全情報部</p> <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国内関連機関との情報交換は活発に行われているが、今後国際的な情報交流も活発化し、例えばコーデックスの部会出席などにより国際的にホットな課題を見つけることも重要なので、国際的な交流の強化を望む。 	<p>る。今後は、他の部署との連携についても検討していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、生化学部研究業務に関連して作製されたデータベースは、アレルゲンデータベース及び自然毒データベースである。自然毒データベースは、今後遺伝子検査法に関する情報及び遺伝子配列情報を掲載して、各地方自治体で検査に活用、協力研究できるようにしていきたい。一方アレルゲンデータベースは、エピトープ情報など他の類似データベースにない特徴があり、これを活用してアレルゲンコンポーネント解析を外部機関と協力することで、より正確な食物アレルギー診断に役立てるようにはできないか検討したい。これらの研究業務の成果を反映させたデータベースについては今後も予算確保とともに、専門の人員確保についても努力していきたい。 ● 第4室は、今後必要とされる研究課題を精査したうえで、予算確保とともに可能な限り早い時期に室長採用を行いたい。また、外部との連携も積極的に行っていききたい。 ● 世界保健機関(WHO)、米国疾病予防管理センター(CDC)をはじめとする国際機関や海外の規制・研究機関との活発な情報交換や研究協力、コーデックスの部会出席、国際学会での研究発表及び意見交換に取り組んでいるところであり、今後も引き続き積極的に活動したいと考えている。さらなる国際対応強化に向けての人材確保に努めていきたい。

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
各研究部の評価	<p>(15) 医薬安全科学部</p> <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <p>◆ 今後、バイオマーカーの研究を国全体として推進するために、その基盤として臨床情報のついた臨床サンプルのバンクの構築等の研究を積極的に推進してほしい。</p> <p>(16) 毒性部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <p>◆ トキシコゲノミクス研究で世界的に有益な成果を挙げているが、さらにパーセローム手法(網羅的に遺伝子発現を測定し、細胞あたりで定量化する手法)による知見を毒性予測や化学物質の安全性評価につなげるような研究の展開を望む。</p> <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <p>◆ パーセロームのようなトキシコゲノミクス研究への重点化は重要な研究の方向性と思われる。実際の毒性予測等へのデータの活用にさらに進んで欲しい。</p>	<p>● 平成 27 年度より、薬物性肝障害、間質性肺炎、重症薬疹の患者血液・尿試料及び臨床情報を収集し、マイクロRNA、タンパク質、内在性代謝物についてバイオマーカー探索と検証を行う研究を、AMED の研究費を得て開始したが、その試料・臨床情報については研究終了の一定期間後にバンク化することを予定している。バンク化の形態については、今後検討するが、現時点では当研究所の共同研究としての提供を考えている。</p> <p>● パーセローム手法を基盤として、化学物質の毒性予測や安全性評価に向けて、分子メカニズムに依拠した網羅的な毒性評価法の構築を進めている。</p> <p>● マウス・ラットを網羅するデータ解析基盤を維持・拡充しつつ、毒性反応の解析や予測のためのアルゴリズムの開発や改良を進めており、一部、実際の毒性評価において、補助的な試用を開始している。なお、データベースはインターネット上で公開し、他機関との共同研究の成果でもある各種生物学的研究ソフトウェアのオンライン統合プラットフォーム「Garuda プラットフォーム」に対応した結果、国内外において毒性分野やその他の分野での活用が促進されている。引き続き Garuda 関連の共同研究を推進すると共に、増加しつつある毒性予測・評価に関する共同研究の打診にも対応して行く。</p>

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
各研究部の評価	<p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 安全性生物試験研究センターの中心的な部門でもあり、安全性評価というレギュラトリーサイエンスにおける重要な役割を果たしていくことに大いに期待したい。 <p>(17)薬理部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ よくやっているものの、iPS細胞等による安全性評価系開発において国際的に主導権をにぎっているとは言い難いので、さらに目標を高く持って研究展開することを望む。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ヒト iPS 細胞を利用した医薬品等の安全性評価系開発、標準化研究は適切な課題であり、進めるべきである。ただし目標を明確にするとともに目的を絞って研究を進捗させてほしい。 <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ さらに試験法のガイドライン化において国際的に主導的役割を果たすようになることを期待する。 <p>(18)病理部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 化学物質の生体影響を評価する分野の毒性病理学者の人材教育の場が限られている中、人材育成のためにも研究生の受け入れ等は重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存化学物質や新規開発物質を含む業務関連物質の安全性評価については、一層の役割を果たすべく、ガイドライン化を念頭に置いた調査研究の推進や、調査会や検討会への参画など行政的対応も図っていききたい。 ● 心筋細胞に関しては国際的にも主導的な位置にあると考えている。分化細胞をいち早く入手する、ないしは新しい細胞を開発することで、国際標準化をリードできると考えている。今後、薬物相互作用などの問題にも取り組んでいく予定である。 ● 目的は、ICH S7B 改訂でヒト iPS 細胞由来心筋細胞の利用が承認申請資料として利用できるようになることである。今後は PMDA との協調が重要であり強化していきたい。 ● 国際電話会議なども随時行っており、国の立場として議論の主導を行うよう取り組んでいきたい。 ● 今後とも、毒性病理学会及び大学との連携を図り、人材育成の面においても、貢献できるように努める。研究生の受け入れのみではなく、病理標本検討会など、毒性病理の実地的な勉強会においても、指導的役割が果たせるよう検討したい。

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対応方針
各研究部の評価	<p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後、加工・調理により非意図的に生成する化学物質や既存添加物の毒性研究等については重視して欲しい課題と思う。 <p>③ 共同研究・民間資金の導入状況、産学官の連携及び国際協力等外部との交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 実験毒性病理学研究の拠点機関であるべきなので、共同研究も活発に行っていたきたい。現状の共同研究については少ないという印象もある。特に、遺伝毒性については変異遺伝部との協力はもとより、国立がん研究センター等の外部機関や臨床研究機関との連携にも期待したい。 <p>(19)変異遺伝部</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 遺伝毒性に係わる人材育成により一層の貢献を期待したい。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ in silico 遺伝毒性評価は今後発展させる必要があり、引き続き取り組んで欲しい。 ◆ 化学物質の遺伝毒性に関するデータベースの構築・蓄積への取り組みは世界的にも高く評価され、引き続きその充実に取り組んでほしい。 ◆ 短期の試験等によるがん原性評価についてもさらに積極的な取り組みを期待する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民生活に影響の大きい環境中の化学物質の毒性及び毒性評価方法について、継続的に検討していくことが重要と考える。 ● レギュラトリーサイエンスにおける毒性病理学は、ヒトの健康影響評価に資することが目的であり、臨床研究と基礎研究を繋げる視点は大変重要である。国立衛研内及び外部の研究機関並びに大学等との共同研究にも、積極的に取り組んでいきたい。 ● 部員を国内、国際学会に参加させ、研究成果を積極的にアピールさせると同時に、行政支援に関連する、各種調査会、委員会に起用し、基礎研究と、レギュラトリーサイエンスに精通する人材の育成に努める。 ● 安全性予測評価部、有機化学部と連携し、in silico 毒性予測法の開発、改良に努める。また、今後は研究成果を、国内、国際学会で積極的に発表する。 ● エームス試験に関しては既に世界最大規模のデータベースの作成を行った。今後、新規のデータを更に取り入れ、さらなる充実を図る。また、データベースは HP を通じて広く公開すると同時に、in silico によるエームス試験予測手法の改良に関する国際共同研究の推進にも利用する。 ● 短期試験による遺伝毒性発がん物質の同定だけでなく、AOP(Adverse Outcome Pathways: 有害性転帰経路)に基づく遺伝毒性メカニズムの評価、遺伝毒性の定

	評価委員会の指摘事項	各研究部の対処方針
各研究部等の評価	<p>(20)安全性予測評価部(旧総合評価室を基盤に、薬理部の一部(動物代替法のバリデーション研究担当)、安全情報部の一部(化学物質の安全情報担当)を加え、さらに in silico 研究室を新設して、平成27年に4室からなる部となったが、今回の評価は、この新設部がカバーする部門の平成 24-26 年度の活動について評価対象とした)</p> <p>① 研究、試験、調査及び人材養成等の状況と成果(これらの厚労省の施策又は事業への貢献を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 所内ドライ研究の取りまとめ担当部として、今後の研究展開を期待する。 <p>② 研究分野・課題の選定(厚労省の施策又は事業との関連性を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律や労働安全衛生法による毒性評価、OECD 等の毒性評価、その他の毒性評価の一元的な収集・評価、国際的な受け入れを視野にいれた動物代替法バリデーションの取りまとめ、医薬品を含む化学物質の安全性 in silico 評価技術の取りまとめ役を目指して活動を展開することを期待する。 	<p>量的評価による発がんリスク評価の研究にも取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドライ中心の研究費に積極的に応募していくことや、ドライ研究をも含むような中核的なプロジェクト等にも積極的に参画して、所内での協力関係を作ることから始めて行きたい。 ● 現在は、各々の室長レベルで個別対応している状況であるが、安全性予測評価部としてまとまったことにより、同様の業務等に対して各室のリソースを共通で使用することや、情報を共通のデータベースなどに集約するなどの対応により、横の連携を密にして、将来的には網羅的な評価技術の構築を目指したい。